

## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要											
事業名	治山事業（予防治山事業）										
地区名	豊田市小渡町セイゴ										
事業箇所	豊田市小渡町セイゴ										
事業のあらまし	治山施設を整備することにより、荒廃山腹を保全し、山地災害を防止する。										
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 土留工5個を設置し、荒廃山腹の保全を図る。</p>										
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業費</th> <th colspan="3">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">24.2百万円</td> <td>■工事費 23.7百万円</td> <td>■用補費 0.5百万円</td> <td>□その他 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	事業費		内訳			24.2百万円		■工事費 23.7百万円	■用補費 0.5百万円	□その他 百万円
事業費		内訳									
24.2百万円		■工事費 23.7百万円	■用補費 0.5百万円	□その他 百万円							
事業期間	<p>採択予定年度 平成26年度 着工予定年度 平成27年度 完成予定年度 平成27年度</p>										
事業内容	土留工5個を設置する。										
II 評価											
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では、山腹の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れが懸念されている。地元からの事業実施の要望も強いため、治山事業の実施が必要である。									
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。								
		【理由】 山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。									
②事業の実効性	1) 事業計画	平成27年度に立木補償0.5百万円、工事を23.7百万円で行う計画となっている。 事業期間は平成27年度で、総事業費は24.2百万円の予定である。									
	判定	2) 地元の合意形成	合意済み								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">A</th> <th colspan="2">B : 事業計画の実効性が期待できない。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。</td> </tr> </tbody> </table>			A		B : 事業計画の実効性が期待できない。		【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。		
A		B : 事業計画の実効性が期待できない。									
【理由】 地域住民の生命・財産を守る上で事業実施が必要である。											
III 対応方針											
妥当	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。										
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容											
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p>											
<p>【主な評価内容】 治山施設の整備状況</p>											